

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく  
「一般事業主行動計画」の策定について

社会福祉法人東京弘済園（以下「本法人」という。）における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく本法人の一般事業主行動計画について以下のとおり定める。

1. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

2. 目標と取組内容・取組期間

(1) 目 標

管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を 30%以上にする。

- ・管理職に占める女性労働者の割合が相対的に低い
- ・管理職に占める女性労働者の割合は、28.57%で、数値的に極端に低くはないが、労働者全体の約 70%は女性であることから、相対的には低い割合となっている。

(2) 取組内容と実施時期

定年 65 歳の下で、管理職への昇任そのものが難しい状況にあるが、次世代を担う女性指導職（係長・主任等）の離職・役職辞任を防ぎ、管理職への昇任候補者を確保するため、以下による取り組みを実施する。

① 令和 4 年 4 月～

平均在職年数の男女差の解消に向けて検討を行う（男性 14.89 年、女性 12.49 年）

- ・女性職員の出産・育児に伴う離職防止に努め、指導職への昇任候補者を確保する。
- ・育児を終了した女性指導職経験者に役職への復帰を促す。

②令和 5 年 4 月

- ・女性指導職の増加数及び管理職への昇任状況の確認を行う。
- ・状況変化に伴う対応策を検討する。

③令和 6 年 4 月～

- ・女性指導職の増加数及び管理職への昇任状況の確認を行う。